

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年8月22日（令和6年（行情）諮問第912号）

答申日：令和7年11月28日（令和7年度（行情）答申第634号）

事件名：「幹部学校研究メモについて（報告）（自発報告）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月6日付け防官文第14878号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) （略）
- (2) （略）
- (3) （略）
- (4) （略）
- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成29年10月6日付け防官文第14878号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和6年8月22日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月6日 審議

④ 令和7年10月10日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年11月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、文書2の

1 頁の頁番号及び 1 行目を除く全て並びに 2 頁の 1 行目がマスキング処理により不開示部分として取り扱われていると認められるが、当該部分は、原処分に係る開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」に含まれておらず、当該部分は、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

標記不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第 3 の 2 において別表を引用して説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

当該不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛態勢に資するための諸研究に係る情報が具体的に記載されているものと認められる。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力等が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約 6 年 10 か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

## 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求文書

「部隊等への研究協力」（出典：2016. 9. 26－本本B1009）  
に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省  
行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。

### 2 本件対象文書

文書1 幹部学校研究メモについて（報告）（自発報告）（幹校研第15  
号。28. 7. 7）

文書2 幹部学校研究メモについて（報告）（自発報告）（幹校研第27  
号。28. 12. 20）

別表（不開示とした部分及びその理由）

| 文書番号 | 不開示とした部分                                                                | 不開示とした理由                                                                                                                        |
|------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文書 1 | 別添の表題、2 ページのページ番号及び 1 行目を除く<br>全て並びに 3 ページないし<br>1 5 ページのページ番号を<br>除く全て | 防衛態勢及びこれに資するための諸研究に係る情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。 |
| 文書 2 | 別添の表題、2 ページのページ番号及び 1 行目を除く<br>全て並びに 3 ページないし<br>1 3 ページのページ番号を<br>除く全て |                                                                                                                                 |